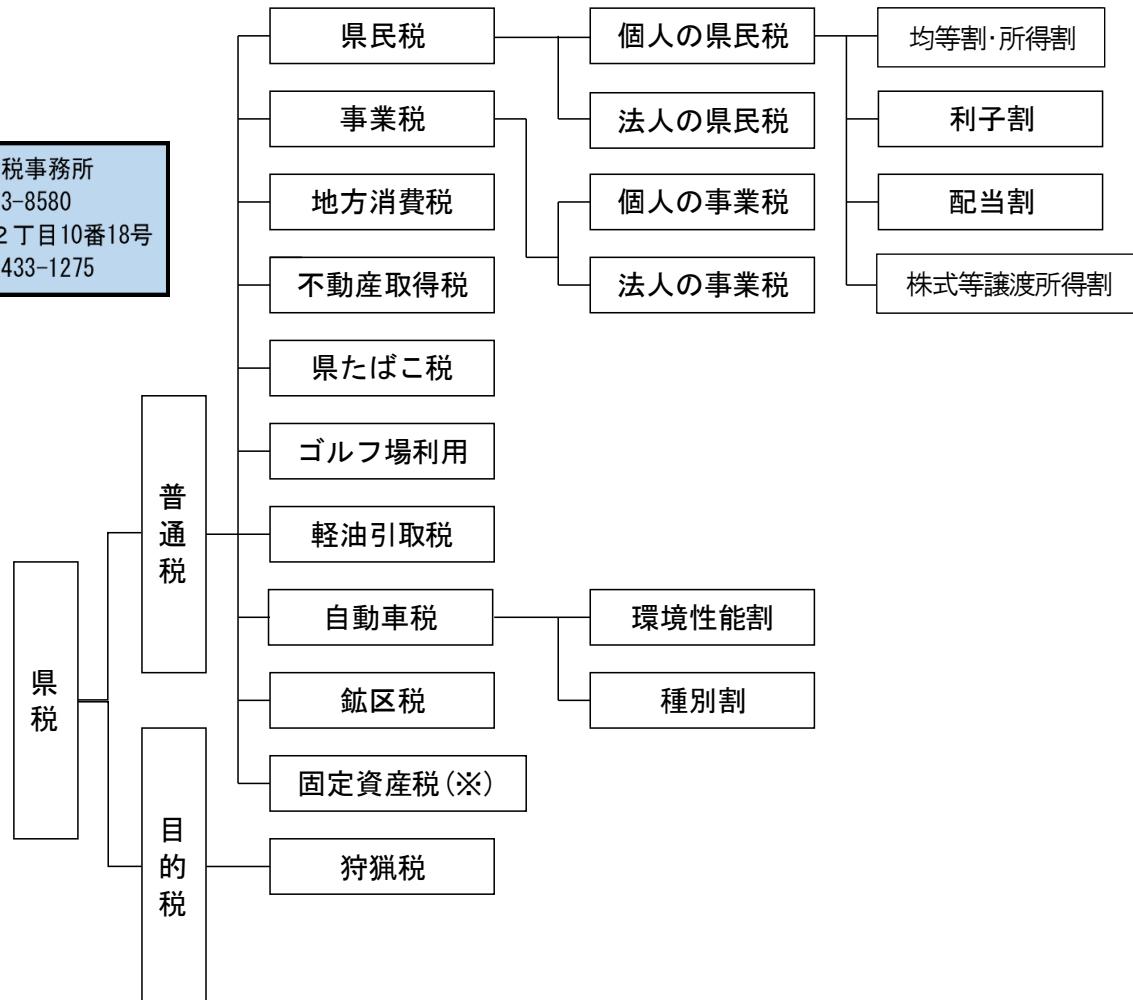


第14章 県税

ここでは、市民生活とかかわりの深いいくつかの県税（千葉県）について、そのあらましを紹介します。詳しくは千葉県ホームページをご覧いただくな県税事務所へおたずねください。なお、税金の種類によっては、特定の県税事務所でのみ取り扱っており、船橋県税事務所では対応していないものがあります。

船橋県税事務所
〒273-8580
船橋市湊町2丁目10番18号
☎047-433-1275



(※) 固定資産税は大規模償却資産に係るもののみです。

県民税

●個人県民税

この税金は、前年中に一定の所得があった個人に課されます。納税義務者や課税標準などは個人の市民税・県民税と同じです。なお、税額・税率については、P8をご覧ください。

●法人県民税

この税金は、県内に事務所又は事業所を有する法人や収益事業を行う人格のない団体や財団などに課されます。

また、県内に寮、保養所、宿泊所、クラブなどをもつ法人や収益事業を行わない公益法人、特定非営利活動法人なども均等割だけは課税されます。(ただし、収益事業を行わない特定の公益法人などについては、条例による減免の制度があります。)

●税率

①均等割

法人等の区分	税率(年額)
資本金等の額が50億円を超える法人	80万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	54万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13万円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	5万円
資本金等の額が1,000万円以下の法人、公共法人、公益法人等	2万円

※資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を言います。

ただし、平成27年(2015年)4月1日以後に開始する事業年度については、無償増減資等の金額を加減算した調整後の金額となります。

なお、当該資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合算額が均等割の税率区分の基準となります。

②法人税割

法人税額×税率(1.8%)

資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ法人税額が年1,000万円以下の法人などの税率は1.0%となります。

事業税

●個人事業税

県内に事務所又は事業所を有する方で前年に290万円を超える事業所得があった場合に個人事業税が課されます。

○税額の計算方法を算式で表すと、次のようにになります。

課税所得金額

(前年の事業所得金額－各種控除額－事業主控除額年 290 万円) × 下記の税率⇒税額

○税率

第1種事業	課税所得金額の5／100
第2種事業	課税所得金額の4／100
第3種事業	課税所得金額の5／100 (あんま・マッサージ業などは課税所得金額の3／100)

○各種控除には、損失の繰越控除・事業用資産の譲渡損失控除などがあります。

○事業を行った期間が1年に満たない場合の事業主控除額は月割りになります。

●法人事業税・特別法人事業税

県内に事務所又は事業所などを有する法人に、その所得に応じて事業税が課されます。なお、地域間の財政力格差の縮小を目的として法人事業税の一部を分離し創設された「特別法人事業税」（国税）を、法人事業税と合わせて県税事務所へ申告納付する必要があります。

○法人事業税税率

法人の区分	課税標準		税率
普通法人 〔株式会社、有限会社など〕	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%
		所得のうち年400万円を超える800万円以下の金額	5.3%
		所得のうち年800万円を超える金額	7.0%
		軽減税率不適用法人（※1）	7.0%
特別法人 〔協同組合、信用金庫、医療法人など〕	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%
		所得のうち年400万円を超える金額	4.9%
		軽減税率不適用法人（※1）	4.9%
収入金額課税事業を行なう法人（※2） 〔送配電事業、特定のガス供給業、保険業〕	収入割	収入金額	1.0%

（※1） 資本金又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人

（※2） 地方税法第72条の2第1項第2号に該当する事業

○外形標準課税法人の税率

資本金又は出資金の額が1億円を超える法人（※5）（公共法人・公益法人及び特別法人などは除く）。

法人の区分	課税標準	税率（※3）
外形標準課税法（※4）	所得割	1.0%
	付加価値割	1.2%
	資本割	0.5%

（※3） 令和4年4月1日以降に開始する事業年度に適用

（※4） 令和2年（2020年）4月1日以降に開始する事業年度から外形標準課税法人などの大法人が行う、法人県民税・事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化

（※5） 令和7年（2025年）4月1日以降に開始する事業年度から上記以外にも一定の要件を満たす法人は、外形標準課税法人の対象となることがあります。

○収入金額等課税事業を行う法人（地方税法第72条の2第1項第3号に該当する事業）の税率

令和2年4月1日より、小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業（※6）を行う法人は、以下の税率が適用されます。

法人の区分	課税標準	税率
普通法人	所得割	1.85%
	収入割	0.75%
外形標準課税法人	付加価値割	0.37%
	資本割	0.15%
	収入割	0.75%

（※6）特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後に付する事業年度から適用

○特定ガス供給業を行う法人（地方税法第72条の2第1項第4号に該当する事業）の税率

令和4年4月1日より、特定ガス供給業（※7）を行う法人は、下記の税率が適用されます。

課税標準	税率
付加価値割	0.77%
資本割	0.32%
収入割	0.48%

（※7）令和4年4月1日以降に開始する事業年度から適用

○特別法人事業税の税率

課税標準	税率
外形標準課税法人の所得割額	260%
外形標準課税法人以外の普通法人などの所得割額	37%
外形標準課税法人以外の特別法人の所得割額	34.5%
収入金額課税法人（地方税法第72条の2第1項第2号に該当する事業）の収入割額	30%
収入金額等課税法人（地方税法第72条の2第1項第3号に該当する事業）の収入割額	40%
特定ガス供給業を行う法人（地方税法第72条の2第1項第4号に該当する事業）の収入割額	62.5%

不動産取得税

この税金は、有償・無償又は登記の有無にかかわらず、不動産（土地・家屋）を取得した人に対し、1度だけ課されるものです。なお、取得の原因は、売買・交換（等価交換含む）・贈与（婚姻期間20年以上の夫婦間の贈与及び死因贈与並びに相続時精算課税制度による贈与も含む）・新築・増築などの別を問いません。ただし、相続により取得した場合など、一定の場合には課税されません。

●税額の計算方法

不動産の価格×税率

不動産の価格は、原則として取得した年の固定資産課税台帳に登録されている価格によりますが、新築住宅などで価格が登録されていない場合には、固定資産評価基準により評価した価格によります。但し、令和9年（2027年）3月31日までに取得した宅地評価土地は、価格×1/2×税率となります。

●税率

令和9年（2027年）3月31日までに取得した住宅又は土地の場合は3%、住宅以外の家屋の場合は、4%です。

●軽減

一定の要件にあてはまる住宅や住宅用土地などを取得した場合には、申告により税額が軽減されることがあります。

●納税

県税事務所から送付される納税通知書により、金融機関などで納めます。

自動車税（種別割）

この税金は、自動車検査証に登録されている所有者又は使用者に課されます。

●税率

乗用車（主なもの）

総排気量	標準税率(年額)		
	自家用	令和元年 (2019年) 10月1日以後 に新車新規 登録を受け たもの	営業用
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円	7,500 円
1,000cc を超え 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円	8,500 円
1,500cc を超え 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円	9,500 円
2,000cc を超え 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円	13,800 円
2,500cc を超え 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円	15,700 円
3,000cc を超え 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円	17,900 円
3,500cc を超え 4,000cc 以下	66,500 円	65,500 円	20,500 円
4,000cc を超え 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円	23,600 円
4,500cc を超え 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円	27,200 円
6,000cc を 超える場合	111,000 円	110,000 円	40,700 円

トラック（最大乗車定員 3 人以下）

最大積載量	標準税率(年額)	
	自家用	営業用
1t 以下	8,000 円	6,500 円
1t を超え 2t 以下	11,500 円	9,000 円
2t を超え 3t 以下	16,000 円	12,000 円
3t を超え 4t 以下	20,500 円	15,000 円
4t を超え 5t 以下	25,500 円	18,500 円

トラック（最大乗車定員 4 人以上、最大積載量 1t 以下）

総排気量	標準税率(年額)	
	自家用	営業用
1,000cc 以下	13,200 円	10,200 円
1,000cc を超え 1,500cc 以下	14,300 円	11,200 円
1,500cc を超える場合	16,000 円	12,800 円

※1 電気自動車は総排気量が 1,000cc 以下である自動車とみなします。

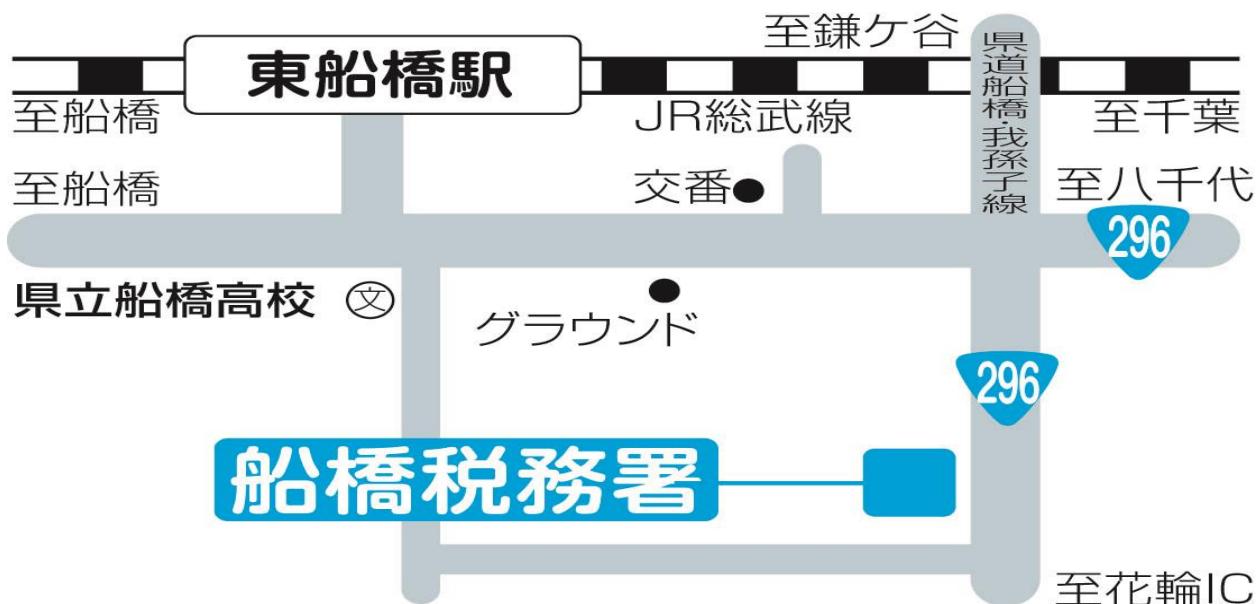
※2 グリーン化税制の軽課・重課対象車は税率が異なります。

国税・県税の窓口

船橋稅務署

〒273-8574 東船橋 5-7-7

047-422-6511



船橋県税事務所

〒273-8580 湿原町2-10-18

047-433-1275

